つちはし事

発行:つちはし社会保険労務士事務所 〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年3月1日

March 2011



4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます!

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成23年度の保険料率の引き上げを決定しました。一般保険料率 (都道府県単位)については、徳島県は平成22年度の9.39%から9.56%に、全国平均では、平成22 年度の9.34%から9.50%上昇します。適用は、平成23年3月分(4月納付分)からになります。

1 一般保険料率(都道府県単位保険料)

变更前 変更後 变更前 変更後 北海道 9.42% 9.60% 滋賀県 9.33% 9.48% 9.35% 9.51% 9.33% 9.50% 青森県 京都府 9.32% 9.45% 9.38% 9.56% 岩手県 大阪府 9.50% 9.52% 宮城県 9.34% 兵庫県 9.36% 秋田県 9.37% 9.54% 奈良県 9.35% 9.52% 山形県 9.30% 9.45% 和歌山県 9.37% 9.51% 9.33% 9.48% 9.47% 9.34% 福島県 鳥取県 9.30% 9.35% 茨城県 9.44% 島根県 9.51% 栃木県 9.32% 9.47% 岡山県 9.38% 9.55% 9.31% 9.47% 広島県 9.37% 9.53% 群馬県 9.30% 9.45% 山口県 9.37% 9.54% 埼玉県 9.31% 9.44% 徳島県 9.39% 9.56% 千葉県 9.32% 東京都 9.48% 香川県 9.40% 9.57% 神奈川県 9.33% 9.49% 愛媛県 9.34% 9.51% 9.29% 9.43% 高知県 9.38% 9.55% 新潟県 富山県 9.31% 9.44% 福岡県 9.40% 9.58% 石川県 9.36% 9.52% 佐賀県 9.41% 9.60% 9.37% 福井県 9.34% 9.50% 9.53% 長崎県 山梨県 9.31% 9.46% 熊本県 9.37% 9.55% 9.26% 9.39% 大分県 9.38% 9.57% 長野県 岐阜県 9.34% 9.50% 9.34% 9.50% 宮崎県

2 介護保険料率

全国一律			
変更前	1.50%		
222.00			
変更後	1.51%		



<健康保険の保険料の仕組み>

9.30%

9.33%

9.34%

静岡県

愛知県

三重県

健康保険の被保険者(介護保険第2号被保険者以外)の保険料

9.43%

9.48%

9.48%

保険料 = 一般保険料(標準報酬月額×一般保険料率)

注. 賞与支払月には、標準賞与額×一般保険料率も徴収されます。

介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当する健康保険の被保険者の保険料

|保険料 = 一般保険料 + 介護保険料(標準報酬月額×{一般保険料率 + 介護保険料率 })|

鹿児島県

沖縄県

9.36%

9.33%

9.51%

9.49%

注. 賞与支払月には、標準賞与額×{一般保険料率+介護保険料率}も徴収されます。

このように計算した保険料の額を、労使折半で負担します。

速 報!

平成23年度、廃止や制度変更される助成金が続々。

年度末を迎え、助成金の廃止や制度変更の情報が続々と発表されています。詳しくはつちはし事務所まで。

助成金名	概要	廃止・変更	備考
高齢者等共同就業機会創出	45 歳以上の高齢者等3人以上が共	H23.6.30	H23.6.30 までに、法人を設立した事
向歌有寺共内纵集機云剧山 助成金	同して新たに事業を創設し、労働者	廃止	業主は支給申請が可能
即风壶	を雇入れた場合助成金支給		
介護未経験者確保等助成金	介護関係未経験者を雇入れて、1年	H23.3.31	最初の対象労働者を H23.3.31 までに
	以上継続雇用が確実な場合支給	廃止	雇入れた場合は、支給申請が可能
	介護分野で新サービス提供等に必	H23.3.31	改善計画および助成金申請計画を
介護基盤人材確保等助成金	要な特定労働者を新たに雇入れた	廃止	H23.3.31 までに提出した場合は、支
	場合支給		給申請が可能
	有期契約者の雇用管理の改善を図		H23.3.31 までに支給要件を満たした
	るために、 正社員転換制度 正社		場合は、申請が可能
中小企業雇用安定化奨励金	員と共通の処遇 正社員と共通の		(H23.4.1 以降に支給条件を満たした
	教育訓練のいずれかを導入し、実際	H23.4.1	場合は、新しい奨励金の支給要件が適
	に労働者に適用した場合支給	統合	応) 2つの助成金を統合して、平成
	パートタイマーの待遇を、正社員と		23年4月より「均衡待遇・正社員化
短時間労働者均衡待遇推進	共通の評価・資格制度、正社員への		推進奨励金」創設予定
等助成金	転換制度などを導入し、実際に制度		
	の利用者がでた場合支給		
両立支援レベルアップ助成	代替要員確保コース:育児休業期間	H23.9.1	支給対象を、労働者数300人以下の
金	中の代替要員を雇用した場合支給	変更	事業主のみに変更
	休業中能力アップコース:育児休業		(H23.8.31までに要件を満たした場
	中の能力アップを図れば支給		合は、H23.9.1以降も申請可能)
	育児・介護費用等補助コース:育児	H24.1月	現在、この助成金を受けている事業所
	介護の費用を事業所が補助した場	の申請をも	も、来年 1 月の支給申請をもって廃止
	合支給	って廃止	に。

あとがき つちはし事務所より

2月 16日(水)、アスティと〈しまにて、「60歳からの給与と処遇 ここがツボ!」「2011年の給与改定 ここがツボ!」 というテーマで、セミナーを開催いたしました。ご参加いただきました皆様、大変ありがとうございました。

当日ご参加いただけなかったお客様で、「内容が聞いてみたい」とご希望の場合は、社長様の勉強会やロータリーの会合等に呼んでいただければ、ミニセミナーを開催いたします。お気軽に、つちはし事務所までご連絡ください。

昨年に続き、今年も健康保険料率が上がります。さらに介護保険料率もアップ。どちらも 3 月分の保険料から変更になりますので、当月分の保険料を給与から控除されている事業所は、今月の給与計算の際、お間違えないようにお願いいたします。雇用保険料率、労災保険料率については、今年は変更はありません。

給与の3割が保険料の時代の到来です(負担は本人と事業所で折半)。社会保険料の軽減策を相談したいとご希望の場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。

労働保険料の年度更新時期が近づいてまいりました。保険料の申告時期は6月となっていますが、年度更新のために賃金台帳を順次お預かりする予定です。ご協力よろしくお願いいたします。

発行:つちはし社会保険労務士事務所 TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

 \mathcal{L}